

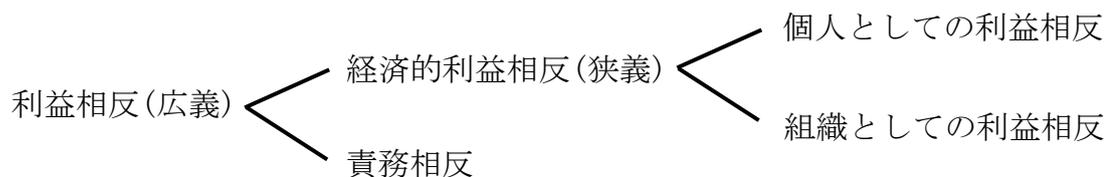
## 1 基本的な考え方と目的

本連盟は、役職員等が事業活動に関する責務が適正に遂行されている事を自ら審査・実証するための透明性の高いルールとシステムを構築することにより、利益相反が深刻な事態に陥ることを未然に防止し、社会への説明責任を果たすことに努める。

利益相反ポリシーの目的は、本連盟又は役職員等の行動を制約することではなく、本連盟に対する社会的信頼を高め、役職員等が適正かつ円滑に活動できる環境を整備することにある。

## 2 利益相反ポリシー

本ポリシーでは、広義の利益相反を利益相反マネジメントの対象とする。



### (1) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反の双方を含む

### (2) 狭義の経済的利益相反

役職員等が本連盟の活動に伴って得る利益(収入、報酬等)と本連盟における責任(義務)が衝突・相反している状況

### (3) 責務相反

役職員等が企業等に責務遂行責任を負っていて、本連盟における職務遂行の責任と兼業活動等で企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状況

### (4) 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、役職員等の個人が得る利益と兼業活動から得る利益が相反する状況

### (5) 組織としての利益相反

狭義の利益相反のうち、本連盟組織が得る利益と本連盟組織の社会的責任とが相反する状況(本連盟組織に関わるもの)

## 3 利益相反における適正なマネジメント体制の構築

本ポリシーの目的を達成するために、利益相反の倫理ガイドラインを制定し、利益相反マネジメント組織として倫理委員会を設置する。

#### 4 倫理ガイドライン

「ガバナンスコード〔原則 8〕利益相反を適切に管理すべきである。」を受けて利益相反ポリシーに関する倫理ガイドラインを作成する。

〈 倫理ガイドライン 〉

